

令和 年度(年分) 市民税・県民税申告書付表
(特定配当等・特定株式譲渡所得申告書)

(宛先)今治市長 令和 年 月 日提出 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 20px auto;"> 受付印 </div>	住所	今治市				
	フリガナ					
	氏名					
	個人番号	-				
	生年月日	T S H	年	月	日	電話番号

○確定申告した(する)上場株式等の申告内容

申告区分	種類	収入金額	所得金額	特別徴収された 住民税額	本年から差し引く 繰越損失額	翌年以後に繰り 越される損失額
総合課税	株式配当	円	円	円	/	/
申告分離 課税	上場株式等の譲渡				円	円
	上場株式等配当等				/	/

下記の申告する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(する)上場株式等の所得について、市県民税では申告しません。(申告不要を選択。)
- 上記の確定申告した(する)上場株式等の所得について、市県民税では下記の所得で申告します。

↓ 2を選択した方のみ記入してください。

申告区分	種類	収入金額	所得金額	特別徴収された 住民税額	本年から差し引く 繰越損失額	翌年以後に繰り 越される損失額
総合課税	株式配当	円	円	円	/	/
申告分離 課税	上場株式等の譲渡				円	円
	上場株式等配当等				/	/

2 は次の例の場合等に使用します。

例 1 確定申告で総合課税とした配当所得を、市県民税では分離課税で申告する。

例 2 確定申告で申告した上場株式等の所得については申告しないが、損失額は繰り越し申告する。

(例2の場合は別途上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書も提出してください。)

【添付資料】

- ・特定口座年間取引報告書などの申告内容を証明できるもの
- ・確定申告済の方は確定申告書(控)

【注意事項】

- 対象となる上場株式等の配当等または譲渡所得等については、所得税15.315%(復興所得税含む)及び市県民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されているものをいいます。所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。
- 特定口座内で損益通算が行われている場合、配当、譲渡の片方だけの申告はできません。
- この申告書の内容に記載誤りなどがある場合、確定申告書の内容で市県民税を課税することがあります。
- 空欄に関しては金額0円で処理させていただきます。
- 上記以外の所得・控除に関しては確定申告書やその他課税資料により賦課させていただきます。

今治市記入欄	受付	入力	備考
宛名番号			